

第12回定期総会議事録

1、日時	令和2年12月4日(金)
2、場所	中津市役所 3階 大会議室
3、出席委員	1番橋本委員、2番坪根委員、4番白木原委員、5番奥委員、6番田畑委員、7番多村委員、8番中原委員、9番石川委員、10番田上委員、11番松田委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番梶原委員、15番村上委員、最適化推進員、10名(廣津、長谷川、宮瀬、黒土、武信、村本、武本、浦野、加藤、岩渕)
4、欠席委員	3番高倉委員、最適化推進員、13名(前田、濱田、岡崎、尾家、北山、高橋、鷹崎、井上、北村、墓、江島、新谷)
5、事務局	福永局長、中春次長、梶原次長、井上、
6、議題	別紙議案書のとおり。
7、開会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	6番 田畑委員、10番 田上委員
福永局長	それでは、議事に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中14名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。
中原会長	おはようございます。では、ただいまより令和2年第12回定期総会を開催致します。議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議長	それでは、議事録署名委員を6番 田畑委員、10番田上委員にお願いします。
議案審議 議第1号 議長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件の1番2番について、事務局より説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議長	1番2番について、現地調査の報告を橋本委員にお願いします。

橋本委員	1 番 2 番について報告いたします。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は後ほど議題 3 号の 4 番 5 番で 3 条申請するということです。審議をお願いします。
議 長	ただいま、1 番 2 番について、橋本委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	異議なし
議 長	異議なしと認め、1 番 2 番について、当委員会は許可と致します。
議 長	続いて、3 番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	3 番について現地調査の報告を宮瀬推進委員をお願いします。
宮瀬推進委員	3 番について報告いたします。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は後ほど議題 6 号の 4 番で 5 条申請をすることになっております。審議をお願いします。
議 長	ただいま、宮瀬推進委員より 3 番について調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	異議なし
議 長	異議なしと認め、3 番について当委員会は許可と致します。 続いて、4 番から 7 番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	4 番から 7 番について現地調査の報告を田畑委員をお願いします。
田畑委員	4 番から 7 番について報告いたします。調査の結果、4 番 5 番 7 番については、合意解約で間違いありません。4 番 7 番については、解約後利用権設定を行います。5 番については、後ほど議題 6 号の 1 1 番で 5 条申請するということです。6 番については双方の確認が取れませんでした。

		審議をお願いします。
議	長	ただいま、田畑委員より4番から7番について調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		異議なし
議	長	異議なしと認め、4番5番7番について、当委員会は許可と致します。6番については、確認不明により却下します。
議	長	続いて、8番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）		議案朗読
議	長	8番について現地調査の報告を浦野推進委員をお願いします。
浦野推進委員		8番について報告いたします。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は後ほど議題3号の14番で3条申請ということです。審議をお願いします。
議	長	ただいま、浦野推進委員より8番について調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		異議なし
議	長	異議なしと認め、8番について当委員会は許可と致します。
事務局（井上）		議案朗読
議	長	9番について現地調査の報告を百留委員をお願いします。
百留委員		9番について報告いたします。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は自作となっています。審議をお願いします。
議	長	ただいま、百留委員より9番について調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		異議なし

議 長	異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第2号 議 長	農用地利用集積計画（案）の利用権設定に関する件について 議第2号農用地利用集積計画（案）の利用権設定に関する件について、事務局より説明をお願いします。
農政振興課 （森下）	農用地利用集積計画（取り消し）についての説明と報告
議 長	ただいま、農用地利用集積計画（取り消し）について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認め、農用地利用集積計画（取り消し）については承認といたします。
議 長	次の審議に入る前に奥委員、尾家推進委員、加藤推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。 奥 委員、退席 尾家推進委員、退席 加藤推進委員、退席
議 長	それでは、議第2号農用地利用集積計画（案）の利用権設定に関する件について、事務局より説明をお願いします
農政振興課 （森下）	（農政振興課 担当 説明）
議 長	ただいま、農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、農用地利用集積計画（案）の利用権設定については承認といたします。

議 長	<p>奥委員、尾家推進委員、加藤推進委員は入室してください。</p> <p>奥 委員、着席 尾家推進委員、着席 加藤推進委員、着席</p>
議 長	<p>それでは、農用地利用集積計画（案）の所有権移転に関する件について、事務局より説明をお願いします。</p>
農政振興課 （森下）	<p>（農政振興課 担当 説明）</p>
議 長	<p>ただいま、農用地利用集積計画（案）の所有権移転について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認め、農用地利用集積計画（案）の所有権移転については承認といたします。</p>
議案審議 議第3号	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について</p>
議 長	<p>議第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について1番から、事務局より議案についての説明をお願いします。</p>
議 長	<p>1番2番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>橋本委員 退席</p>
議 長	<p>それでは、1番2番の議案について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（井上）	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>1番2番について現地調査の報告を坪根委員にお願いします。</p>
坪根委員	<p>（1番2番の申請地の場所について説明）</p> <p>1番2番の譲渡人は、それぞれ譲受人へ売買により所有権を移転する</p>

		<p>ものであります。譲受人は農地取得要件を満たしていますので、問題無いと思います。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま、1番2番について坪根委員より現地調査の報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、1番2番について当委員会は許可と致します。</p> <p>橋本委員 着席</p>
議	長	<p>続いて、3番から6番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局 (井上)		<p>議案朗読</p>
議	長	<p>3番から6番について、現地調査の報告を橋本委員をお願いします。</p>
橋本委員		<p>(3番の申請地の場所について説明)</p> <p>3番の譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものであります。譲受人はいずれも農地取得要件を満たしていますので、問題無いと思います。審議をお願いします。</p> <p>(4番5番6番の申請地の場所について説明)</p> <p>4番5番6番の譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものであります。譲受人はいずれも農地取得要件を満たしていますので、問題無いと思います。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま、3番から6番について、橋本委員より現地調査の報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、3番から6番について当委員会は許可と致します。</p>
議	長	<p>続いて、7番8番9番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>

事務局（井上）	議案朗読
議 長	7番8番9番について現地調査の報告を宮瀬推進委員にお願いします。
宮瀬推進委員	（7番8番9番の申請地の場所について説明） 譲渡人と譲受人の間で7番8番については、売買、9番については、贈与により所有権を移転するものであります。各譲受人は農地取得要件を満たしていますので、問題無いと思います。審議をお願いします。
議 長	ただいま、7番8番9番について、宮瀬推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、7番8番9番について当委員会は許可と致します。 10番の審議に入る前に黒土推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	黒土推進委員 退室
議 長	それでは、10番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	10番について現地調査の報告を宮瀬推進委員にお願いします。
宮瀬推進委員	（10番の申請地の場所について説明） 10番については、譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものであります。譲受人は農地取得要件を満たしていますので、問題無いと思います。審議をお願いします。
議 長	ただいま、10番について、宮瀬推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、10番について当委員会は許可と致します。

議 長	<p>黒土推進委員は入室してください。</p> <p>黒土推進委員 着席</p>
議 長	<p>11番の審議に入る前に、奥委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>奥 委員 退室</p>
議 長	<p>それでは、11番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局（井上）	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>11番について現地調査の報告を黒土推進委員をお願いします。</p>
黒土推進委員	<p>（11番の申請地の場所について説明）</p> <p>譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものであります。譲受人は農地取得要件を満たしていますので、問題無いと思います。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま、11番について黒土推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認め、11番について当委員会では許可と致します。</p> <p>奥委員は入室してください。</p> <p>奥 委員 着席</p>
議 長	<p>続いて、12番13番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局（井上）	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>12番13番について現地調査の報告を田畑委員をお願いします。</p>
田畑委員	<p>（12番13番の申請地の場所について説明）</p>

	<p>譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものであります。譲受人は農地取得要件を満たしていますので、問題無いと思います。審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただいま、12番13番について田畑委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、12番13番について当委員会は許可と致します。</p>
議長	<p>続いて、14番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局(井上)	<p>議案朗読</p>
議長	<p>14番について現地調査の報告を浦野推進委員をお願いします。</p>
浦野推進委員	<p>(14番の申請地の場所について説明)</p> <p>譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものであります。譲受人は農地取得要件を満たしていますので、問題無いと思います。審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただいま、14番について浦野推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、14番について当委員会は許可と致します。</p>
議長	<p>続いて、15番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局(井上)	<p>議案朗読</p>
議長	<p>それでは、15番について現地調査の報告を玉麻委員をお願いします。</p>
玉麻委員	<p>(15番の申請地の場所について説明)</p> <p>譲渡人と譲受人の間で生前一括贈与により所有権を移転するものであります。譲受人は農地取得要件を満たしていますので、問題無いと思いま</p>

		す。審議をお願いします。
議	長	ただいま、15番について玉麻委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、15番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第4号 議	長	議題4号農地転用事業計画変更申請に関する件について、1番の審議に入る前に黒土推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
		黒土推進委員 退室
議	長	それでは、1番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局(中春)		議案朗読
議	長	1番について現地調査の報告を白木原委員をお願いします。
白木原委員		(1番の申請地の場所について説明) 平成11年6月に授産施設用地として農地法第5条許可を受けていましたが、事業が行われていませんでした。今回、隣接する2筆と共に建築条件付き宅地分譲用地(9区画)として整備することとなり、事業計画の変更を申請するものです。詳細につきましては、後ほど農地法第5条申請にありますので、そちらで報告します。よろしくをお願いします。
議	長	ただいま、1番について白木原委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。 黒土推進委員は入室してください。
		黒土推進委員 着席

議 長	それでは、事務局 2 番 3 番についての議案の説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	2 番 3 番について現地調査の報告を黒土推進委員をお願いします。
黒土推進委員	（2 番 3 番の申請地の場所について説明） 2 番 3 番については、平成 8 年に倉庫用地として 5 条許可を受けましたたが、今回分筆し、2 番の用地は規模縮小し資材置場用地として申請、3 番の用地は一般住宅用地として後ほど 5 条にて所有権移転を行い、事業計画変更を申請するものです。審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、2 番 3 番について黒土推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、2 番 3 番について当委員会は許可と致します。続いて、4 番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	それでは、4 番について現地調査の報告を田畑委員をお願いします。
田畑委員	（1 番の申請地の場所について説明） 昭和 4 7 年 6 月に住家建築用地として農地法第 5 条許可を受けていましたが、事業が行われていませんでした。今回、隣接する 2 筆と共に太陽光発電施設用地として整備することとなり、事業計画の変更を申請するものです。詳細につきましては、後ほど農地法第 5 条申請にありますので、そちらで報告します。よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、4 番について田畑委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、4 番について当委員会は許可と致します。

議案審議 議第5号 議 長	議題5号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番から事務局より説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	1番について、橋本委員に調査報告をお願いします。
橋本委員	（1番の申請地の場所について説明） 転用目的は宅地敷地拡張用地です。昭和46年頃より宅地の一部として使用されており、無断転用していたとして始末書が添付されています。特に工事等は無く、このまま使用するという事です。境界杭は確認できしており、周辺の農地に与える影響はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま、1番について現地調査の報告が橋本委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。 続いて、2番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	2番について 宮瀬推進委員に調査報告をお願いします。
宮瀬推進委員	（2番の申請地の場所について説明） 転用目的は一般住宅用地です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水と共に隣接の水路に放流します。境界もはっきりしているので影響はないものと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま、宮瀬推進委員より2番について現地調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。

議 長	続いて、3番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	3番について 黒土推進委員に調査報告をお願いします。
黒土推進委員	（3番の申請地の場所について説明） 転用目的は農地造成です。周囲の農地が宅地化したため水田としての利用が困難となり、今回、畑地転換による許可後から令和3年3月10日まで一時転用を行うものです。審議をお願いします。
議 長	ただいま、3番について現地調査の報告が黒土推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について
議 長	議題6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について1番から事務局より説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	1番について現地調査の報告を坪根委員をお願いします。
坪根委員	（1番の申請地の場所について説明） 転用目的は賃貸共同住宅用地です。生活排水は公共下水道に接続し、雨水については、前面水路に放流します。境界もはっきりしており、周辺は宅地化していますので、特に問題はないと思われま。審議をお願いします。
議 長	ただいま、1番について坪根委員より現地調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）

議 長	<p>異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。</p> <p>続いて、2番3番4番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局（中春）	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>2番3番4番について現地調査の報告を宮瀬推進委員にお願いします。</p>
宮瀬推進委員	<p>（2番3番の申請地の場所について説明）</p> <p>2番の農地の転用目的は一般住宅用地です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水は隣接水路に放流します。3番の農地については、2番の農地の進入路用地です。境界もはっきりしており、周辺農地に与える影響は、特にないと思われます。審議をお願いします。</p>
宮瀬推進委員	<p>（4番の申請地の場所について説明）</p> <p>農地の転用目的は賃貸共同住宅用地2棟です。生活排水は公共下水道に、雨水は隣接水路に放流します。境界もはっきりしており、周辺農地に与える影響は、特にないと思われます。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま、2番3番4番について宮瀬推進委員より現地調査の報告がありました。異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認め、2番3番4番について当委員会は許可と致します。</p> <p>続いて、5番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局（中春）	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>5番について白木原委員に調査報告をお願いします。</p>
白木原委員	<p>（5番の申請地の場所について説明）</p> <p>転用目的は、倉庫及び駐車場用地です。境界にコンクリートブロックを設置し、周囲に迷惑がかからないようにするとのことです。雨水排水につきましても、自然浸透及び集水桝にて処理をし、北側の道路側溝への排水も行います。周囲に農地がありますが、同意は得ており、境界もはっきりしているので、問題はないと思われます。ご審議お願い致します。</p>

議 長	ただいま、5番について白木原委員より現地調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、5番について当委員会は許可と致します。 6番の審議に入る前に黒土推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	黒土推進委員 退室
議 長	それでは、6番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議 長	6番について現地調査の報告を白木原委員をお願いします。
白木原委員	(6番の申請地の場所について説明) 先程、議第4号事業計画変更申請の1番で報告した案件です。転用目的は、建築条件付き宅地分譲用地(9区画)です。生活排水は、9区画それぞれに合併浄化槽を設置し、雨水と共に敷地内に新設するU字溝を經由し、南側の市道側溝に放流します。周囲に農地は残ってなく、境界もはっきりしているので、問題はないと思います。審議をお願いします。
議 長	ただいま、6番について白木原委員より現地調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、6番について当委員会は許可と致します。 黒土推進委員は入室してください。
	黒土推進委員 着席
議 長	それでは、7番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読

議 長	<p>それでは、7番について現地調査の報告を黒土推進委員にお願いします。</p>
黒土推進委員	<p>(7番の申請地の場所について説明)</p> <p>先程、議第4号事業計画変更申請の3番で報告した案件です。転用目的は、一般住宅用地です。売買による所有権移転となっています。汚水排水は、合併浄化槽を設置し、雨水排水とともに隣接の水路へ放流します。境界もはっきりしており、農地に与える影響は特にないものと考えます。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま、7番について黒土推進委員より現地調査の報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、7番について当委員会は許可と致します。</p> <p>8番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>橋本委員 退室</p>
議 長	<p>それでは、8番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局 (中春)	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>8番について、現地調査の報告を多村委員にお願いします。</p>
多村委員	<p>(8番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は、宅地分譲用地(9区画)です。生活排水は各区画に合併浄化槽を設置し、雨水と共に敷地内に新設するU字溝を經由し北側水路に放流します。周囲に農地がありますが、同意は得ており、境界もはっきりしているので、問題はないと思います。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま、8番について多村委員より現地調査の報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>

議 長	<p>異議なしと認め、8番について当委員会は許可と致します。 橋本委員は入室してください。</p> <p>橋本委員 着席</p>
議 長	<p>それでは、9番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局（中春）	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>9番について、現地調査の報告を多村委員をお願いします。</p>
多村委員	<p>（9番の申請地の場所について説明）</p> <p>転用目的は、太陽光発電施設用地です。雨水排水につきましては、自然浸透及び敷地内に新設するU字溝を経由し、北側水路に放流します。周囲に農地がありますが、同意は得ており、境界もはっきりしているため、問題は無いと思います。審議お願い致します。</p>
議 長	<p>ただいま、9番について多村委員より現地調査の報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認め、9番について当委員会は許可と致します。</p> <p>10番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>橋本委員 退室</p>
議 長	<p>それでは、10番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局（中春）	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>10番について現地調査の報告を多村委員をお願いします。</p>
多村委員	<p>（10番の申請地の場所について説明）</p> <p>転用目的は、宅地分譲用地（4区画）です。生活排水は各区画に合併浄化槽を設置し、雨水と共に敷地内に新設するU字溝を経由し東側水路に放流します。周囲に農地は残っておらず、境界もはっきりしていることか</p>

	<p>ら、問題はないと思います。ご審議お願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、10番について多村委員より現地調査の報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、10番について当委員会は許可と致します。 橋本委員は入室してください。</p> <p>橋本委員 着席</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、11番12番13番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (中春)</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>11番12番13番について現地調査の報告を田畑委員にお願いします。</p>
<p>田畑委員</p>	<p>(11番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は、農家住宅及び排水路用地です。使用貸借権設定期間20年間となっています。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水と共に敷地内に新設するU字溝を経由し水路に放流します。境界もはっきりしており、問題はないと思います。審議お願い致します。</p>
<p>田畑委員</p>	<p>(12番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は、太陽光発電施設用地です。売買による所有権移転となっています。雨水排水は隣接の水路に放流します。境界もはっきりしており、問題はないと思います。審議お願い致します。</p>
<p>田畑委員</p>	<p>(13番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は、資材置場用地です。使用貸借権設定期間5年間となっています。雨水排水は水路に放流します。境界もはっきりしており、問題はないと思います。審議お願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、田畑委員より11番12番13番について現地調査の報告がありましたが、異議はございませんか。</p>

全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め、11番12番13番について当委員会は許可と致します。
議長	続いて、14番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議長	14番について現地調査の報告を岩渕推進委員をお願いします。
岩渕推進委員	(14番の申請地の場所について説明) 転用目的は、資材置場及び駐車場用地です。境界にはコンクリートブロックを設置し、周囲に迷惑がかからないようにするとのことです。 雨水排水につきましては、自然浸透及び、敷地内の既設水路から東側の水路に放流します。周囲に農地がありますが、同意は得ており、境界もはっきりしているのです、問題はないと思います。審議をお願いします。
議長	ただいま、14番について岩渕推進委員より現地調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め、14番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第7号	非農地証明に関する件について
議長	議第7号の非農地証明願に関する件について1番から6番まで、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議長	ただいま、非農地証明願に関する件について、1番から6番まで事務局より説明がございましたが異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め、非農地証明願に関する件について当委員会は承認と

<p>議案審議 議第8号 議 長</p> <p>福永局長</p> <p>議 長</p>	<p>致します。</p> <p>その他議案に関する件について 議題8号その他に関する件について、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>(別紙議案のとおり)</p> <p>それでは、総括を進めたいと思います。 議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、当委員会は許可といたします。 議第2号、農地利用集積計画(案)について、当委員会は許可といたします。 議題3号、農地法第3条第1項に規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。 議題4号、農地転用事業計画変更申請に関する件について、当委員会は許可といたします。 議題5号、農地法第4条第1項に規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。 議題6号、農地法第5条第1項に規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。 議題7号、非農地証明願に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>以上でございます。長時間の審議ありがとうございました。 以上を持ちまして、第12回定期総会を閉会いたします。</p>
---	---